

第一東京弁護士会求人及び求職情報ページへの掲載の審査基準（令和三年規則第二号）

（目的）

第一条 この審査基準は、当会会員（弁護士会員、弁護士法人会員、外国法事務弁護士特別会員及び外国法事務弁護士法人特別会員をいう。以下同じ。）の日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）の「求人及び求職情報の本会のホームページへの掲載に関する規則」第一条が規定する求人求職情報ページへの求人情報の掲載について、同規則第六条第一項又は第二項の規定に基づき、日弁連から当会へ照会が行われた場合の当会の審査基準を明らかにすることを目的とする。

（審査基準等）

第二条 当会は、前条の照会に係る当会会員又は当該会員と事務所を共にする当会会員（以下「当該会員等」という。）が、次の各号のいずれにも該当しない場合に限り、日弁連に対し、求人求職情報ページへの当該会員の求人情報の掲載を可とする回答をするものとする。

- 一 現に業務停止期間中であるとき。
- 二 綱紀委員会が懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当とする旨の議決をし懲戒委員会が審査を終えていないとき。

- 三 当会が懲戒の事由があると思料して懲戒の手續に付し綱紀委員会が調査を終えていないとき。

- 四 業務停止以上の懲戒処分を受け、処分の効力が生じてから三年以内であるとき。ただし、業務停止処分にあつては停止期間満了から三年以内であるとき。

- 五 戒告の懲戒処分を受け、処分の効力が生じてから一年以内であるとき。ただし、非弁提携事案による戒告の場

合は、処分の効力が生じてから三年以内であるとき。

六 当会又は日弁連の会費を三箇月分以上滞納した場合であつて、全ての会費の滞納が解消されないとき。

七 弁護士信用又は品位を害するおそれがあると認められるとき。

八 当会の弁護士業務の適正化に関する委員会の調査を受けているとき、当会の市民窓口に対して業務に関する苦情等が多数寄せられているときその他会長が不相当と認めるとき。

2 会長は、前項に掲げる事由に該当するか否かの判断を行うため、当該会員等から事情を聴取することができる。

3 当会は、求人求職情報ページへの掲載を可とする回答をした後に、当該会員等が第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合又は当該会員等と事務所を共にする他の弁護士会に登録する弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人が当該弁護士会から業務停止以上の懲戒処分を受けた場合は、日弁連に対し、その旨を通知し、掲載情報の抹消を促すことができるものとする。

（当会会員等の責務）

第三条 求人求職情報ページに求人情報が掲載された当会会員及び当該会員が所属する事務所は、当会及び日弁連並びに司法修習生等との間の連絡に責任を持つものとする。

附 則

この基準は、日本弁護士連合会の承認があつた日から施行する。